

中小企業強靱化法対策リスクファイナンスのご案内

企業財産総合保険

企業費用・利益総合保険

ドメロジ Pro 物流総合保険

GPA Pro 業務災害安心総合保険

一般用自動車保険(GUP)

チャブ保険 | 2019年11月版

CHUBB®



「事業継続力強化計画」認定制度が創設されました

「事業継続力強化計画」認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

事業継続力強化計画の記載項目

- ヒト、モノ、**カネ**、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- （連携をして取組む場合）連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

チャブ保険の『中小企業強靱化法対策リスクファイナンス』がサポート!!

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画
を策定
し申請

②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

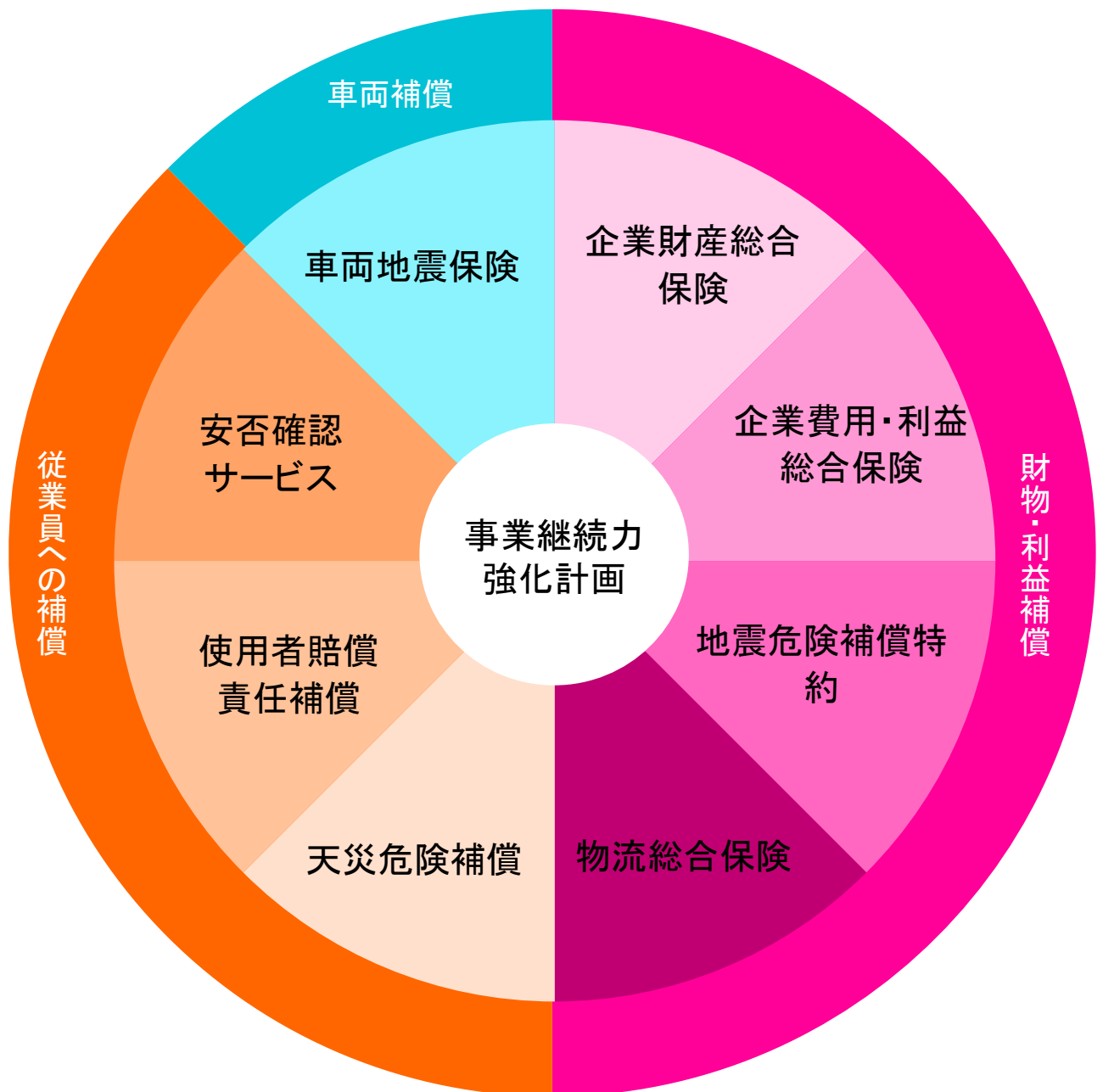
認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
 - 日本政策金融公庫による低利融資（設備資金について、基準金利率から0.9%引下げ）
 - 中小企業信用保険法の特例
- 防災・減災設備に対する税制措置
 - 事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用
- 補助金（ものづくり補助金、持続化補助金）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体からの支援措置
- 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表
- 認定企業にご活用いただけるロゴマーク（会社案内や名刺で認定のPRが可能）



保険によるリスクファイナンス チャブ保険ラインナップ

チャブ保険では、地震や台風や洪水害・風災害等の自然災害に備える補償のご提案が可能です。



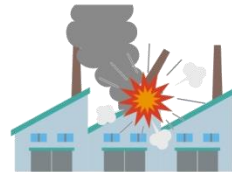
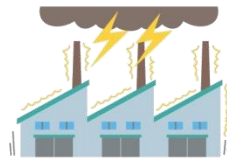
財物補償のおすすめ

自然災害で脅威となっている水害に対しても保険で備える事が可能です。

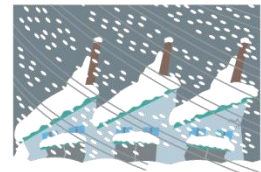
Property Pro Advance 企業財産総合保険

Point 1 Property Pro Advanceは企業を取り巻くさまざまなリスクに対応しています。

① 火災、落雷、破裂・爆発

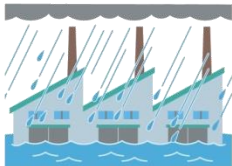


② 風災・雹災・雪災



※損害額が20万円以上の場合

③ 水災



④ 電氣的・機械的事故



ショート、スパーク、過電流による事故等

⑤ ①から④以外の不測かつ突発的な事故



商品が盗難にあった



車両の衝突 等

Point 2 Property Pro Advanceではリスクに合わせた最適な保険設計ができます。

- リスクに合わせて支払限度額の設定、免責金額の設定が可能です。
- 補償危険の選択により合理的な保険の設計が可能です。

支払限度額・免責金額を設定しない場合

損害の種類により支払限度額・免責金額を設定する場合



※指定された条件によっては、保険料削減の効果がでない場合もあります。

Point 3 Property Pro Advanceでは企業向け保険料割引が適用できます。

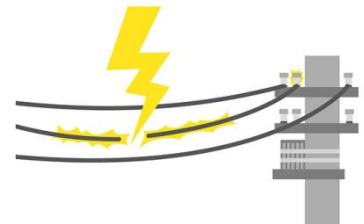
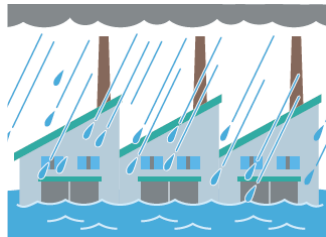
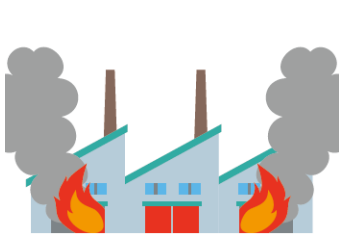
- 弊社社員によるリスク診断調査を行い、評価結果によりリスク評価割引を適用できます。*2
- 消火設備割引、物件の規模に応じた割引制度などがあります。

※ 2 評価結果によっては割引ができない場合があります。

利益補償のおすすめ

利益補償は財物補償に比べて普及率は10%以下とも言われています。
そこでチャブ保険では利益補償を提供できる商品をご用意しております。

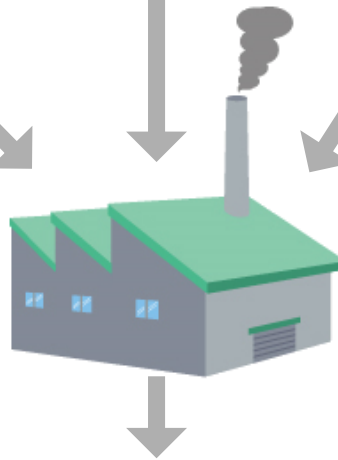
Property Pro Advance 企業財産総合/企業費用・利益総合保険



火災・爆発・風災・水濡れ・破損など…さまざまな事故や災害による建物・設備等の損害

敷地外ユーティリティ設備〔電気・ガス・水道など〕供給ストップ

営業・生産活動の休止



営業不能による利益損失の方が財物損害の2倍・3倍になる可能性があります損害が発生した場合、倒産という事態も...

補償

1. 休業損失〔喪失利益＋収益減少防止費用〕
2. 営業継続費用

企業費用・利益総合保険は企業が営業・生産活動を行っている建物・設備等が火災、爆発、風災、水漏れ、破損等の偶然な事故によって損害を被った場合や不測かつ突発的な事由により敷地外からの電気・ガス・水道等の供給が中断または阻害された場合に、営業・生産活動が休止または阻害されたために生じた喪失利益等の損失を補償する保険です。

企業実態に応じて、上記1と2の損失の両方を補償するか、いずれか一方を補償するかをご契約の際にお選びいただきます。

地震補償(財物・利益)のおすすめ

チャブ保険がおすすめする地震危険補償は、地震による、財物損害だけでなく利益減少に関する補償も可能です。

Property Pro Advance 企業財産総合保険

Point Property Pro Advanceは特約を付帯し、地震危険補償の拡充が可能です。

地震危険補償特約

火災保険では補償されない地震または噴火による損害を補償する特約です。損害額の一定割合を補償する「縮小支払方式」とあらかじめ決めた限度額までを補償する「支払限度額方式」があります。

※ 建物の建築年や構造等によっては付帯できない場合があります。また、社宅などの家計地震はこの商品の対象となりませんので別契約となります。



地震または噴火による火災、破裂・爆発によって生じた損害



地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害



地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

「縮小支払方式」と「支払限度額方式」の違い

支払方式	保険金支払方法	保険契約例	保険金支払例 実際の損害が 3億円の場合
縮小支払	実際に発生した損害額から控除額※を差し引いた額に、あらかじめ決めておいた縮小割合(%)を乗じた金額を支払う方式	保険金額:10億円 縮小50%支払い 控除額:10万円	$(3\text{億円} - 10\text{万円}) \times 50\% = 1\text{億}4,995\text{万円}$
支払限度額	あらかじめ決めておいた支払限度額まで、損害額から控除額※を差し引いた額を支払う方式	保険金額:10億円 支払限度額:5億円 控除額:5000万円	$3\text{億円} - 5000\text{万円} = 2.5\text{億円}$

※実損害額から自己負担額として控除される金額をいいます。(免責金額ともいいます。)

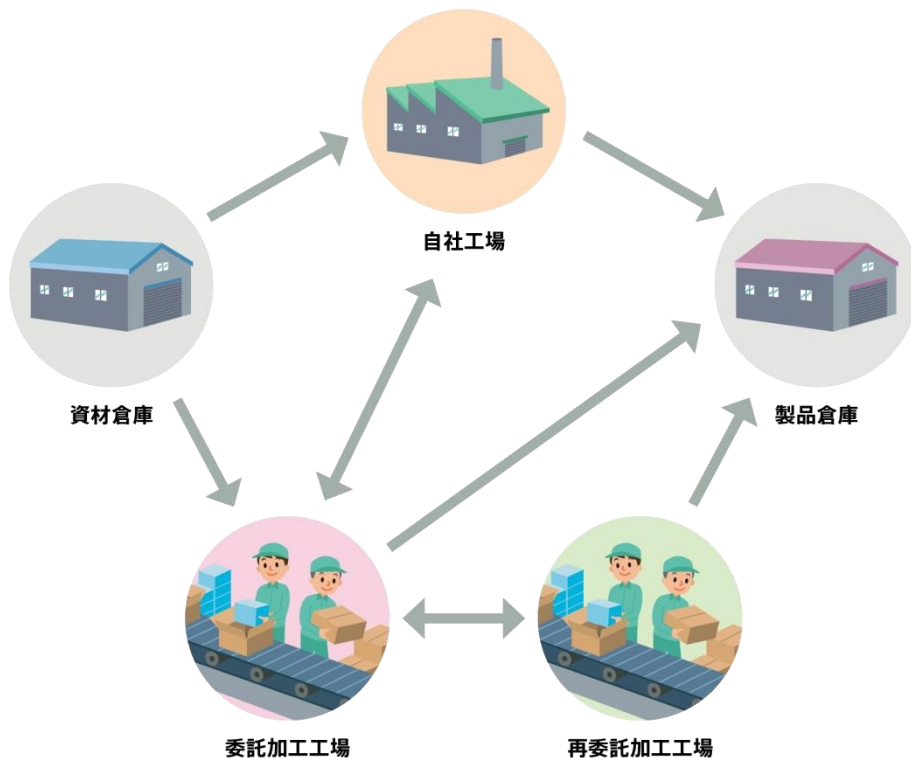
輸送中商品補償のおすすめ

チャブ保険のドメロジ Pro 物流総合保険 オールリスク補償条件では、水害を含めた物流リスクを包括的に補償します。

ドメロジPro 物流総合保険

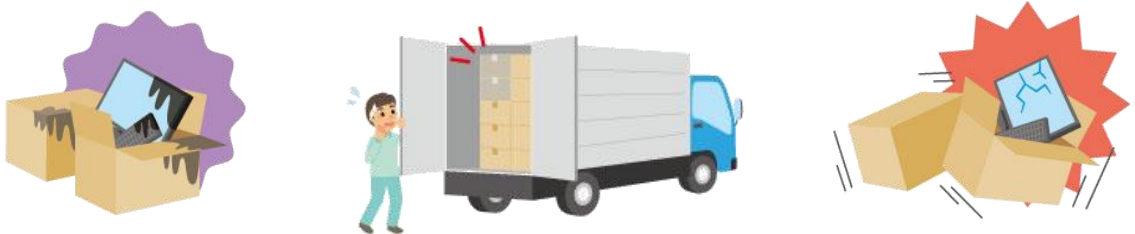
Point 1

ドメロジProは、輸送中・保管中・加工中のリスクを1年間包括的に補償するため、付保漏れの心配がなく、契約管理の手間もかかりません。



Point 2

オールリスク補償条件では、水害での濡れ、汚れ、盗難、不着、破損等の事故による損害が対象となります。



Point 3

オプションの地震補償特約を付帯することにより、地震・噴火・津波またはそれらに関連する火災による損害も補償の対象となります。

地震補償(従業員のケガ)のおすすめ

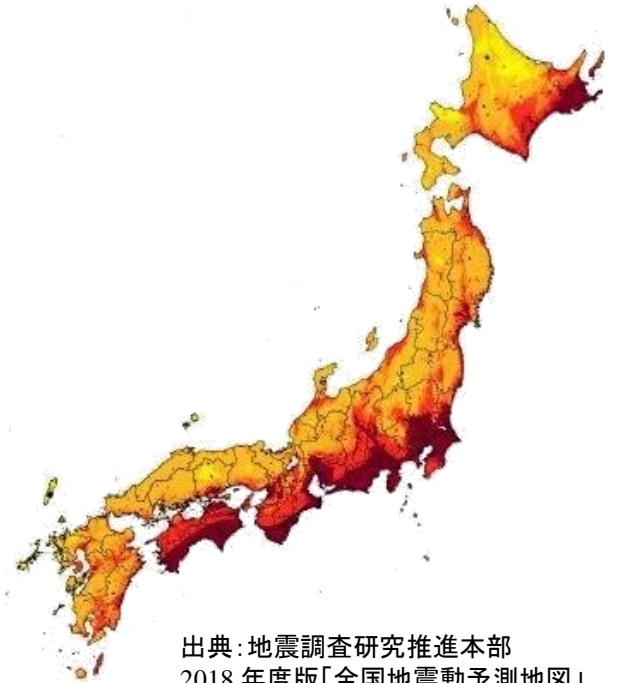
チャブ保険がおすすめする天災危険補償特約は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波で生じた事故も補償可能です。

GPA Pro 業務災害安心総合保険

「地震」はいつ起きるかわかりません！
大切な従業員や、企業をお守りする
備えは万全ですか？

政府の地震調査委員会が2018年度版「全国地震動予測地図」を公表しました。そこには30年以内に震度6弱以上の大地震の発生確率が示されています。

都道府県庁所在地では千葉市が85%で最も高く、横浜市が82%と続いています。ただし、他の確率の低い地域が安全とは限りません。そのような地域でも強い揺れの地震は発生しており、油断は禁物です。実際に札幌市の発生確率は1.6%でしたが、2018年9月6日に北海道胆振東部地震が発生しました。



ご確認ください！

現在ご加入の保険には、天災補償が付帯されていますか？
天災補償がないと地震リスクの補償は受けられません！

地震による事故と保険金支払いの例

〈補償内容〉

死亡補償保険金	1,000万円
後遺障害補償 保険金	1,000万円～40万円 (1級～14級)
入院保険金	5,000円
手術保険金	5,000円
通院保険金	3,000円

【事例1】 自家用車にて通勤中に地震による津波が発生。避難中に津波に巻き込まれ、死亡した。



死亡保険金：1,000万円

【事例2】 社屋にて勤務中に地震が発生。倒れてきたキャビネットの下敷きとなり、足を骨折した。50日間入院(手術あり)の後、20日間通院した。後遺障害12級。

- 後遺障害補償保険金 1,000,000円
- 入院保険金(×50日) 250,000円
- 手術保険金(×10倍) 50,000円
- 通院保険金(×20日) 60,000円



合計お支払額：1,360,000円

地震補償(使用者賠償責任)のおすすめ

チャブ保険がおすすめする天災危険補償特約は、従業員に対する使用者としての賠償責任に対しても、補償可能です。

GPA Pro 業務災害安心総合保険

「労災事故による民事賠償は高額化している中、地震時の労災リスクについての企業責任の考え方が変わってきています

伊豆半島沖地震 1974

労働者の業務の性質や内容、作業環境あるいは事業場設備の状況から見て、天災地変に際して災害を被りやすい事情にある場合には、業務起因性を認めることができる。

出典:「伊豆半島沖地震に際して発生した災害の業務上外について」(1974年10月25日付基収第2950号)

阪神大震災 1995

天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること。

出典:「労働省労働基準局 補償課長 事務連絡」(1995年1月30日第4号)

東日本大震災 2011

仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた(死亡された)場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

出典:「厚生労働省 労災保険制度のご案内」(2011年5月2日改訂)

労働契約法第5条「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」に則り、万一、地震による労災が発生し、使用者責任を問われた場合は、使用者側が「無過失」を立証しなければならない。

地震から派生する事故により、企業が従業員または従業員の遺族から訴訟を起こされる場合もあります。

＜東日本大震災の際の事例＞

東日本大震災の地震発生後、自動車教習所で勤務中に津波に遭い死亡した従業員の遺族が、同教習所経営法人並びに同法人の取締役ら、学校長及び教官に対して安全配慮義務違反等を理由として損害賠償請求した。同法人の取締役ら、学校長及び教官は個人として不法行為等に基づく損害賠償責任を負わないが、同法人には消防による広報等に従い避難すべき義務に違反したという安全配慮義務違反があり損害賠償責任があるとされ、約3,200万円の支払い命令が出た。

仙台地裁 平成24年(ワ)第504号 損害賠償請求事件

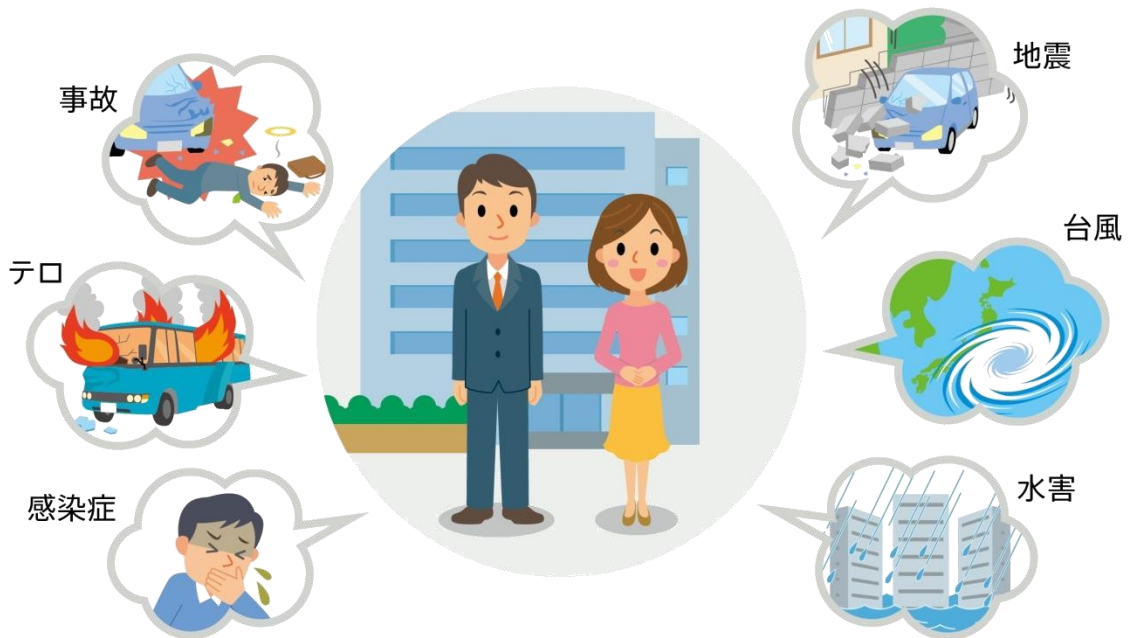


安否確認サービス活用のおすすめ

チャブ保険はGPA Proのご契約者に付帯サービスとして「安否確認サービス」を無料で提供し、BCP(事業継続計画)実行を強力にバックアップします！

GPA Pro 業務災害安心総合保険(付帯サービス)

企業と従業員をとりまくリスクは多様化しています。
もしもの時に大切な従業員の安否を確認する手段を講じていますか？



チャブ保険提供の
「安否確認サービス」とは...

災害発生時に従業員の安否をアプリとEメールを使ってWeb上(スマートフォンのアプリやPCから)で容易に確認できるシステムです。

* このサービスは日本アイラック株式会社に業務委託しております。

災害発生

GPA Proのご契約者様の管理者

GPA Proのご契約者様の従業員



車両地震補償のおすすめ

チャブ保険は地震・噴火・津波による損害が補償される『車両地震保険』をおすすめしています！

一般用自動車保険(GUP)車両地震保険

貴社の車両保険は、本当に安心ですか？
通常の車両保険では地震・噴火・津波による損害は補償されません！

チャブ保険は『車両地震保険』をおすすめしています！

車両地震保険の補償例 地震・噴火・津波による損害が補償されます。



地震で車が下敷きに!!



津波で車が水没!!



地震で駐車場の車が火災!!

リースカーの場合は、特におすすめいたします！

リースカーが地震・噴火・津波によって被害を被ったとき、通常の車両保険では補償されないため、リース料などの残債だけが残る事態になりかねません。そのような事態にならないためにも、地震・噴火・津波による損害も補償する車両地震保険をおすすめいたします。

チャブ保険の「車両地震保険」はここが違います！

- 分損も補償
全損に限らず、少額の修理費で済んだような地震・噴火・津波に伴う損害でも補償いたします。
- 保険金額まで補償
地震・噴火・津波に伴う損害でも、お支払いする金額を削減等することなく保険金額まで損害に対して補償いたします。

※車両地震保険の正式名称は、地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約です。車両保険にセットすることでご加入いただけます。

経済産業省ならびに中小企業庁の関連サイトのご案内

「中小企業強靱化法」および「事業継続力強化計画」につきましては、経済産業省ならびに中小企業庁の関連する主なサイトを下記に掲載致しましたので、ご参照ください。

□ 中小企業強靱化法

<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190709002/20190709002.html>

□ 事業継続力強化計画認定制度の概要

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/190905keizokuryoku1.pdf>

□ 事業継続力強化計画策定の手引き

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/191211kyokatebiki.pdf>

□ 事業継続力強化計画認定ロゴマーク

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/nintei_logo.jpg

□ 参考資料：損害保険会社の優遇措置

(事業継続力強化計画認定制度と連携をいただける損害保険会社の優遇措置)

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kyoujin/2019/190614kyoujin12.pdf>

※ このご案内は各種保険や特約の概要等を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店またはチャブ保険までお問い合わせください。また、その他の補償内容につきましては、パンフレットまたはご契約のしおり等でご確認ください。

取扱代理店

引受保険会社

Chubb損害保険株式会社（チャブ保険）
〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号
ガーデンシティ品川御殿山
Tel 03-6364-7000（代）
www.chubb.com/jp